

令和 6 年

決 算 特 別 委 員 会

令和 6 年	9 月 17 日	開会
令和 6 年	9 月 17 日	閉会

西 川 町 議 会

令和6年西川町決算特別委員会会議録目次

第 5 号（9月17日）

○日程	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開議の宣告	3
○付託案件の審査・採決	3
○閉会の宣告	25

令和 6 年 9 月 1 7 日

令和6年西川町決算特別委員会

議 事 日 程（第5号）

令和6年9月17日（火）午前9時30分開議

日程第 1 付託案件の審査

日程第 2 付託案件の採決

出席委員（１０名）

1 番	佐 藤 大 委員	2 番	飯 野 幹 夫 委員
3 番	後 藤 一 夫 委員	4 番	荒 木 俊 夫 委員
5 番	佐 藤 仁 委員	6 番	佐 藤 光 康 委員
7 番	大 泉 奈 美 委員	8 番	佐 藤 耕 二 委員
9 番	古 澤 俊 一 委員	10 番	菅 野 邦 比 克 委員

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町 長	菅 野 大 志 君	副 町 長	内 藤 翔 吾 君
教 育 長	前 田 雅 孝 君	総 務 課 長	佐 藤 俊 彦 君
つ な ぐ 課 長	佐 藤 晃 君	企画財政課長	大 泉 健 君
町民税務課長	吉 見 政 俊 君	健康福祉課長	荒 木 真 也 君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡 邊 永 悠 君	観 光 課 長	柴 田 知 弘 君
かせぐ課長	石 川 朋 弘 君	建設水道課長	眞 壁 正 弘 君
病院事務長	土 田 里 香 君	ま な ぶ 課 長	安 達 晴 美 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	松 田 一 弘 君	監 査 委 員	古 沢 美 代 子 君

事務局職員出席者

書 記	阿 部 健 彦 君	議 事 係 長	鬼 越 晃 一 君
書 記	柴 田 歆 那 君		

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○佐藤委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開きます。

◎付託案件の審査・採決

○佐藤委員長 ここで、本委員会に付託されました認定第1号 令和5年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号 令和5年度西川町水道事業会計決算の認定についてまで審査・採決を行います。審査・採決は会計ごとに行います。

なお、9月4日、11日、12日並びに13日の決算特別委員会で会計ごとに担当課長から詳細に説明を受けましたので、この場での説明を省略します。

◎認定第1号の質疑・採決

○佐藤委員長 最初に、認定第1号 令和5年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

審査の方法としまして、歳出から順次審査いたします。

質疑に入る前に、ご理解とご協力をお願いします。質疑については、さきの議会運営委員会決定のとおり、審査区分ごとに1人1回で再々質問までとし、討論は省略します。

なお、これまでの特別委員会で質問した事項と重複する質問はなるべくしないようお願いいたします。

また、質問される委員は、あらかじめ決算書、附属説明書などのページを示し、要点を整理して簡潔に質問されることを望みます。

また、あくまでも決算委員会ですので、決算に関する質問のほどをよろしくお願いいたします。スムーズなる審査にご協力をお願いします。

また、答弁に当たられる幹部職員のほか担当職員の議場への出入りを認めておりますので、ご了承願います。

それでは、一般会計歳出、第1款議会費、第2款総務費について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） おはようございます。

質問させていただきます。

決算説明書のつなぐ課、4ページ、2款1項5目副業人材及び外部人材登用事業であります。

7節の報償費ですが、11名分で約2,400万円ほどの決算額です。これは、直営の協力隊の給与でよろしいのでしょうか。

また、12節委託料で、508の地域おこし協力隊活用委託料が約2,600万ほどですが、これは、CASEと総合開発への委託かと思いますが、これには協力隊の給料分も含まれていると思うのですけれども、いかがなんでしょうか。

また、CASE所属、総合開発所属の協力隊は何名だったのでしょうか。

あと、13節2番、貸借料で、住居、車代であります。協力隊員には町営住宅などの居住を提供していますが、CASEへ委託した協力隊員は、CASE所有の空き家で生活をしていました。住宅の賃料をCASEへお支払いしていたのでしょうか。そうでしたら、金額は幾らだったのでしょうか。

ご質問いたします。

○佐藤委員長 答弁はどなたですか。

つなぐ課、佐藤課長。

○佐藤つなぐ課長 すみません、ちょっと案件多過ぎて、大変申し訳ございませんけれども、ちょっとこの場で即答はできませんので、ちょっと改めて報告させていただいても構いませんでしょうか。

以上でございます。

個別に。すみません。

○佐藤委員長 佐藤課長、4点とも、あと後ほどということですか。

○佐藤つなぐ課長 4点ほど、後ほどちょっと改めて質問内容もいただければと思います。すみません。

○佐藤委員長 佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） はい、分かりました。

最初の報償費、7節の報償費なんですけれども、これは、さっき質問したのは、協力隊への直営の給料だということでもよかったのかなということをお聞きしたかったんです。それを単純計算で割ると、1人当たり大体219万円ぐらいということで、11名と書いてありましたんで、1か月当たり18万3,000円となりますけれども、これが協力隊の給料に当たるんでしょうかということをお聞きしたいと思っていました。

近在の県内の協力隊の募集要項の給料というものは、大体河北町で18万、中山町で16万6,000円とか、山辺で20万とかとなっておりますけれども、その辺に大体見合った金額のかなと、その辺をお聞きしたいと思っていました。

あと、委託料として、CASEに4つだか委託料を払ってございましたけれども、委託業務からCASEが外れたということになると、今度、募集の委託業務などは、サイトなどを利用して結局手数料などかかるというような、違う形で発生するかと思いますけれども、その委託業務から外れたことでの経費の削減というものにやっぱりつながるのかなということをお聞きしたかったんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 つなぐ課、佐藤課長でいいんですか。

佐藤大委員、2点ほど今ありましたけれども、簡潔に、2回目の質問で構いませんからお願いします。

○1番（佐藤 大委員） はい、分かりました。

報償費、7節の報償費で2,400万ほど決算されておりますけれども、これは、協力隊の給料だと考えてよろしいのでしょうかということをお聞きしまして、その給料だとなると、11名の給料だということだったんで、それを割ることになると、大体1人当たり1か月18万3,000円ぐらいになると。だから、今、協力隊には直営では幾らぐらいお支払いしているのかなということをお聞きいたしました。

あと、CASEのほうに、結構協力隊に関連しては委託料を払っておられましたけれども、それが今度なくなるという、経費の削減につながるということなんですかという質問です。

○佐藤委員長 荒木課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

3つほどだと思います。

1つ目は、7節報償費は、議員ご指摘のとおり、協力隊の給与に当たるものです。

あと、その1人当たりの額については、途中採用もございますので、去年でしたら1人当たり年間320万ですので、それを12で割った月額をお支払いしているということでご認識をお願いします。

あと、CASEへの委託料ですけれども、途中で辞められた方については、その時点で給料はお支払い止まりますので、議員ご指摘のとおりかと思います。

以上です。

○佐藤委員長 よろしいですか。

佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） ありがとうございます。

という、当町では、国から来る320万円、それをお支払いしているということだということでしたけれども、ほかの町では、結構募集要項、西川町はどうか分かんないですけれども、募集要項で、大体18万、河北町だと、米沢だと19万4,500円とか、安いところだと、中山、酒田辺りで16万6,000円、16万6,600円とかとなっております。当然あとそのほかに賞与もあるようですけれども、そう満額というところがあんまりないので、じゃ、結構西川町の場合いいのかなと。大石田においては26万5,500円ということで、これだと大体満額だと。

あ、そうですね、はい、分かりました。

だから、やっぱり町としては、大変支払っていただけるということです。

あと、もう一つ質問していたのは、協力隊の人数が、CASE所属と総合開発所属は何名だったかなということをお聞きしました。

○佐藤委員長 荒木課長。

○荒木健康福祉課長 1点目のみお答えいたします。

給料320万円の月額については、去年までは会計年度任用職員でございましたので、ほかの市町村、会計年度任用職員の場合は賞与分ということもありますが、当町の場合は、賞与分も含めた額を12で割ってお支払いしたということでございますので、よろしくお願いします。

○佐藤委員長 2点目の人数に関しては、後で、後ほど分かればお伝え願う、それでよろしいですか、佐藤大委員。はい。

ほかに質疑ある方。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 それでは、質疑なしと認め、以上で第1款議会費、第2款総務費の質疑を終了

いたします。

続きまして、第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費について質疑を行います。

なお、質問は簡潔によろしくお願いいたします。質疑ありませんか。

8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 私からは、2点、質問したいと思います。

まず1点目ですけれども、3款1項2目マイカーを活用した公共交通整備事業です。

町民税務課説明資料の11ページになります。

ノッカルにしかわですけれども、ノッカルにしかわの決算額が883万8,500円というふうになっております。執行率が63.8%ということです。この決算額の半分がデジタル田園都市国家構想交付金441万、残り441万が一般財源というふうにお聞きいたしました。

それで、このノッカルは、3月2日から30日まで17日間、実証実験を大井沢でやったわけですね。この約1か月間で、882万という支出をしているわけですけれども、その結果と、それが果たして適切だったのかどうかということでお聞きしたいというように思います。

もう1点になります。

3款2項4目保育園運営に要する経費になります。

健康福祉課の説明資料、24ページになります。

備品購入費で、AEDを27万5,000円で購入しております。保育園にAEDを設置することは私は大賛成なんですけれども、前にいろいろお聞きしたときに、保育園は分署に非常に近いんで設置はしていないという話を、大分前ですけれども聞いたんです。それに伴いまして、訓練、これもどうやっているのか、その備品購入と併せましてお願いしたいというように思います。

○佐藤委員長 1点目、町民税務課、吉見課長。

○吉見町民税務課長 まずは、1点目、佐藤耕二委員のご質問にお答え申し上げます。

3款1項2目マイカーを活用した公共交通整備事業に関しまして、合計で支出額883万8,000円に対しまして、デジ田交付金の収入は441万9,000円となっております。

これに関し、3月からの運行ということで、883万8,000円というのは適切だったかというご質問であります。この内容につきましては、システムの構築料、さらには、運転、運行管理委託料などがございまして、直接運行期間に関わり上下するような支出となっております。ませんので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐藤委員長 2点目は、健康福祉課、荒木課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

西川分署の方をお招きして、訓練を行っているところでございます。

○佐藤委員長 8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 1点目ですけれども、今、やはり高齢者の免許返納等ありまして、このノッカルにしかわ、大江さんやっているように、私も実際メンバーの中に入って、登録ドライバーに登録させていただきました。登録ドライバー、14名いました。非常に期待していたわけでしたけれども、利用者数が22名ということでした。この22名をどういうふうに考えていくのかなと、今後どのように生かしていけるのかどうかということもちょっと併せてお願いしたいというように思います。

それから、保育園のAEDなんですけれども、分署員と一緒に訓練をやっているということなんですけれども、当然訓練はやっているかと思えますけれども、AEDというのは、私もう何回も経験して、実際使ったことも何回もあるんですけれども、これ子ども用というか、幼児用というのは、こういうのはあるのかどうか。それとも、普通のAEDで対応できるのかどうか、ちょっと併せてお願いしたいというように思います。

○佐藤委員長 1点目、吉見課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの佐藤委員のご質問にお答えします。

マイカーを活用した公共交通整備事業につきまして、今後どのようにこのノウハウを活用していくかということでございますが、大井沢という地域は非常に広範囲になっておりまして、現在運行しておりますデマンド乗り合いタクシーの活用などに含めまして、大井沢エリア内で拠点設けるなど、そういったことを考えて、より大井沢地区の方々の利便性を考えて検討してまいりたいと思えますし、昨今、ライドシェアということで、国の制度も大きく変わるような気配もございます。そういった規制緩和なども含めまして、視野に入れまして、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員長 2点目、健康福祉課、荒木課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

子どもへの対応もできる機種でございますので、そちらのお子様方への対応も可能だというように捉えております。

以上です。

○佐藤委員長 8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） はい、分かりました。

ノッカルにしかわ、先ほど言ったように私も非常に期待していたわけですがけれども、この883万、これに対して一般財源も半分使っているということですので、やはり結果がないといけないんじゃないかなというように思います。

確かに今、乗り合いタクシー等いろいろやっていただいていますけれども、乗り合いタクシーは乗り合いタクシーとして、このノッカルにしかわ、今後生かせるのかどうか、デメリット、メリットがあるかと思いますので、その辺を整理していただいて、よりよい交通、大井沢だけじゃなくて、全町に広げられるようなことをお願いしたいなと思っています。

以上です。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですか。

追加答弁、菅野町長。

○菅野町長 ありがとうございます。

ノッカルの件については、一番必要としているのが大井沢、今議員おっしゃったことに少し抗弁させていただきますけれども、これ実証という、今まで西川町は実証がなかったわけです。キャッシュレスもやったことない、あと、こうやってノッカルもやったことない。実証しないと、いい商品というのは、この地域に合った商品とは何ぞやというのが、いつまでたっても分からないわけです。これは、だからこそ今、デジタル田園のタイプ1を取って、実証にしているわけです。タイプ1で実証をしているわけです。これは、国が実証せよということで、成功せよという補助金じゃありませんから。ここは、明確にご認識いただきたいと思っています。

もし、成功せよと、そんな今議員がおっしゃるようなことを私らが真に受けて、分かりました、やりますと言ったら、開始を選びます、確実に。吉川、海味、睦合とか、人がいらっしゃるところに充てるのが、成功が必ず成功するところを、地域でございます。それを、あえて大井沢でチャレンジしたという職員の身にもなっただけでござんたいなと思っています。

○佐藤委員長 ほかに質疑ある方。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 33ページ、2点質問します。

3款1項1目で、障害者のバス運行委託のことです。

福祉5団体の支援ということでありますけれども、バス運行委託が8万7,227円とありますけれども、どういう団体が使ったのか。あと、燃料、運行委託料は、全てこのとき去年度は出ていたのかどうか。ひとつお聞きします。

それから、次のページ、34ページです。

2目の老人福祉費で、高齢者運転免許自主返納の事業です。

説明ありましたけれども、交付決定者が23人、去年あって、その中でバス回数券がゼロだったと、タクシー利用券が非常に多かったということの説明がありました。去年の決算委員会、ここで、デマンド型乗り合いタクシーが今増えてきているので、回数券を作ってみてはどうかという提案をしましたけれども、検討なされたかどうかお聞きします。

○佐藤委員長 光康委員、ページ33というのは、健康福祉課の説明資料ということですか。

〔「会計決算の」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 一般の。分かりました。

健康福祉課、荒木課長。

○荒木健康福祉課長 お答えいたします。

2点あったかと思います。

1点目のほうですが、こちら、社会福祉、身障者福祉協議会のほうで使ったものでございまして、そちらの運行委託料と燃料費ということでございます。

2点目ですけれども、すみません、後ほどご回答させていただきます。

以上です。

○佐藤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 身体障害者福祉協会が去年度8万ぐらい使ったということですがけれども、運行費委託も全て、運行委託料と燃料も全て去年は出ていたということによろしいんですね。確認ですけれども。

○佐藤委員長 健康福祉課、荒木課長。

○荒木健康福祉課長 そちらのほうで対応させていただいております。全てです。

○佐藤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 今年は福祉バスが利用が非常に拡大しまして、私たちも使えますけれども、非常に町民のためにもプラスになると思うんです。ですが、福祉団体が使っていた運行委託料が全て今年はなく、普通の福祉バス2号で、1日使えば2万8,000円を運行委託料として出すということになっていきますけれども、半日は2万円ということで今年なって

いますけれども、これが、こういうふうに福祉団体は今年は払いなさいということになっているようですけれども、そういうことは福祉の後退だと思いますけれども、ぜひこれは元に戻していただきたいという意見です。

あと、それからもう1つ最後の、デマンドタクシーのほうはぜひご検討よろしく願います。

○佐藤委員長 今回の光康委員のは、昨年度を踏まえて今年度お願いしたいというようなことで、答弁は要らないということではよろしいですか。答弁は要るんですか。

〔「 」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 では、そういうことで執行部のほうにはよろしく願います。

ほかに質疑ある方。

9番、古澤俊一委員。

○9番（古澤俊一委員） 2点、願います。

3款1項1目社会福祉総務費、町民税務課さんでございまして、これちょっとお聞きしたいんですけれども、事業名が、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金。

2点あるんですけれども、この住民税非課税世帯に対する給付でございまして。最初は、5年6月1日という中で、1世帯当たり3万円というものがございまして。この中で、非課税世帯が544世帯、家計急変世帯が1世帯となっておりまして。また、別の事業名で、物価高騰対策重点支援給付金、これも対象者は同じでございまして。給付基準日が、また5年12月1日、給付額は一世帯7万円です。この時点になりますと、非課税世帯が494世帯、家計急変世帯が2世帯となっております。この僅か半年の中で50世帯が減ったということに対して、給付対象者が逆に改善されたのかなということで、50世帯が減ったという内訳をお願いしたいと思います。

あと、4款2項1目清掃費でございまして。

決算では39ページ、説明資料では15ページになりますけれども、18節の負担金で、本当に細かいことではございますが、記録に残るという資料でございまして、産業廃棄物再生利用推進事業補助金18万4,566円となっております。これはどちらに支払われているのかと、この節区分には、逆に推進事業でなくて、促進事業となっております。説明、節区分に、そういう名前で上がっております。これが、やはり推進と促進という言葉においては大変違うと思いますので、これは、補助金等々においての名前においては統一すべきと思っておりますので、2点願います。

○佐藤委員長 町民税務課、吉見課長。

○吉見町民税務課長 ただいまの古澤委員のご質問にお答えします。

まず1点目、2つ昨年度ございました物価高騰に関する給付事業でございますが、1点目、6月1日、当然基準日が2点目の12月1日と違ってございます。こちらはそうなんですけれども、運用面において、6月1日の給付のものは、非課税世帯であっても、どなたかの扶養になっていても給付対象となりました。ところが、2回目の給付につきましては、世帯全員がどなたの扶養にもなっていないと給付できないという運用になってございまして、微妙に同じ非課税といっても対象が違っているということで、2回目のほうがどなたかの扶養になっていたということで、50世帯減っているという内容になってございます。

2点目、ごみ減量化推進事業に関しまして、この廃棄物再生利用推進事業補助金は、一体どこの団体に支払われているかということでございますが、昨年度の実績、説明資料にありますとおり、資源回収実施団体、10団体ございました。この団体に対しまして、その実績に基づきまして補助金を交付しているところでございます。

なお、推進か、促進かということのご意見もいただいたわけでございますが、この事業につきましては、本来ごみで出てしまうごみ、段ボールや布、瓶などを、資源として回収することによってリサイクルするというような意味を込めて各種団体に補助金を交付しまして、できるだけごみを減量、そして、リサイクルに回していただくというような意図でこの事業を展開しておりますので、当方としましては、推進という言葉が適切かなというふうに理解しております。

以上でございます。

○佐藤委員長 9番、古澤委員。

○9番（古澤俊一委員） ありがとうございます。

この非課税世帯関係の分離等々においては、春の申告等々の中で大変変わってくるのかなと。50世帯減ったから、逆に非課税世帯が減って大変よかったなと逆に喜んだところでありましたけれども、分かりました。

その後におきまして、清掃関係においては、この再生エネルギー、SDGs、やっぱり今からこちらに大変力を入れていくことによって西川町も大変きれいになっていくと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑ある方。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 それでは、質疑なしと認め、以上で第3款民生費、第4款衛生費、第5款労働費の質疑を終結します。

次に、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費について質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、佐藤大委員。

○1番（佐藤 大委員） 決算説明書のつなぐ課、8ページ、7款1項2目サテライトオフィス等誘致業務についてお伺いします。

12節の委託料のサテライトオフィス誘致支援業務といたしまして583万円の金額の決算額がありましたが、このサテライトオフィス誘致に当たって、どのような事業内容だったのでしょうか。

また、来ていただくことに対して、支援給付金などの助成もあったのでしょうか。

また、その事業の成果をお聞きいたします。

○佐藤委員長 荒木課長。

○荒木健康福祉課長 サテライトオフィスの委託料500万円相当の事業についてですけれども、サテライトオフィスを設けようとする事業者さんのご紹介とか、あとは、その企業さんを町のほうにご案内するマニュアルとか、その方法とか、あと、提案する際の町のプレゼン資料とか、そういったものの作成についてご協力をいただいて、その出来上がった物が成果というように捉えてございます。支援金とか、そういったものはございません。

○佐藤委員長 ほかに質疑ある方いませんか。

8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 6款1項4目農業担い手育成事業についてです。

みどり共創課、説明資料2ページになります。

新農業人フェア、出張経費が出ておるわけですが、今の農業を取り巻く環境というのは非常に厳しくなっているかと思います。やはり高齢化、あるいは、担い手不足、これが大きな問題なっているのではないかなと思います。今、地域福祉協議会の方とか、いろんなほうあるかと思いますが、この新農業人フェア、これも1つ大きな担い手を求める手段ではないかなと思うんですけれども、今回のこの出張旅費には、何名ぐらい参加して、その状況はどうだったのか、ちょっとお聞きしたいというように思います。

○佐藤委員長 佐藤耕二委員、今回、昨年度ということによろしいんですか。

○8番（佐藤耕二委員） いや、決算書の、先ほど言いましたように、決算書のみどり共創課の説明書の2ページについて質問しているわけですが、それに基づきながら、新農業人フェア、昨年の新農業人フェア、その点についてお聞きしたいというように思います。

○佐藤委員長 では、昨年度の人数等の質問です。

みどり共創課、渡邊課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

昨年の新農業人フェアにつきましては、農業者が1名、町から町職員が1名、あと協力隊が1名、3人で参加させていただいております。

成果につきましては、この農業人フェアを契機にして町にいらっしゃった方は、今のところいらっしゃいません。

○佐藤委員長 8番、佐藤耕二委員。

○8番（佐藤耕二委員） 新農業人フェアというのは、毎年行っているかと思います。東京では多分3回、4回ぐらいやっていたらっしゃると思うんですが、このフェアは、やはり農業を知りたいとか、あるいは働きたいとか、あるいは関わってみたいという方の全ての方を対象にした、国内最大の農業就業イベントなんです。ですから、そういうものに積極的に参加していただいて、やはり新たな担い手の確保を目指しながらやっていただきたいと。

今は昨年度の決算に基づいてお聞きしました。それが、先ほど言ったように、これからも続くかと思うしますので、力を入れながらやっていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑のある方。

9番、古澤俊一委員。

○9番（古澤俊一委員） これちょっと町長にお聞きしたいんですが、実は、6款1項4目農業振興費、決算説明書におきましては41ページ、決算説明書でない、発芽胚芽米の製造販売に要する経費でございますけれども、この発芽胚芽米の話が出たのは、当然私は議員になって20年近くなるんですから、そのくらいのときに始まったわけでございます。いろいろ出来上がるまでは、いろいろ各所管の議員も視察に行ったり、各産業振興課等々においても視察に行きながら、これができたわけでございます。

この中においては、当然西川の米の付加価値を上げたり、そしてまた、様々な食、この発芽米等々においてのギャバ、また、糖質等々、大変体によいということで、事業が進んで、

現在に至っているわけでございます。

なかなかそういった中で、関係者等々も販売にいろいろ苦勞してきたと思っております、昨年も、機械整備等々においても大変特殊な機械ということで、大変な金額もかかってきております、今現在も大変だまじだまじ使われているというわけでございます。

そうした中で、西川町の今ふるさと納税等々においては、今回事業評価の中では、出していた中では、大変納税者からのニーズが高いということになってございます。しかしながら、やはり様々こういう状況の中で、ふるさと納税でニーズがあるから大変金額がかかって、これを製品していったいいものかと。私は、そろそろ本当に、せっかく皆さんからふるさと納税を大変たくさん頂いた中で、やはりせっかくマイナスで逆に出してやるというような形に私は考えるわけでございます。

今、様々かせぐ課等々においても基金をつくって、高齢者、そしてまた病院等々にも使っている中に、やはりせっかくマイナスをなるべく、法的だからやれるんだ、一般の事業者だったらもうとっくにやめなければならないと思っております。こういった状況です。やはりこれが、例えば途中でやめた場合に、返済等々において大変支障がとか、不利な点があればいろいろ考えなければならないと思いますけれども、費用対効果等々も考えるならば、やはりいろいろこれを考えていく時期ではないかなと思いますので、まずお聞きいたします。

○佐藤委員長 決算書の数字を見てと、昨年度の状況を判断しての感想ということだと思いますが、菅野町長ですか。

みどり共創課、渡邊課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 すみません、まず私のほうから整理させて答えさせていただきます。

まず、説明でも申し上げさせていただきましたとおり、発芽胚芽米製造施設につきましては、今、精米のラインと発芽胚芽米を製造するラインと2つございまして、現状業績が黒字化している要因としては、精米のほうが好調であるというような要因がございます。ですので、精米に関して言えば、今後も続けていければいいなというふうに考えておりますが、一方で、議員ご指摘のように、発芽胚芽米の施設につきましては、老朽化も進んでおりますし、あとは、精米に比べたら収益率がかなり悪いというような状況でもございますので、見直しをかける時期に来ているのかなというふうには受け止めております。

○佐藤委員長 9番、古澤俊一委員。

○9番（古澤俊一委員） 精米のほうはやはり売上げが上がって、やはりこれは続けていただきたい。やはりこういった形の中で、ニーズがあってもなかなかそれに見合わないような経費になりますと、これからも考えどきではないかなということで、やはり申し上げたところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ある方。

6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 決算書で2点、お聞きします。

決算書で42ページ、6款1項5目仁田山牧場事業運営費ですけれども、収入はどのくらい、年間になるかということで、1点お聞きします。

あと、もう1つ、決算書50ページになります。

8款4項1目で若者定住促進事業ですけれども、子ども1人当たり、みどり団地は子ども1人いれば5,000円の家賃控除ということになっています。大変これはありがたいことだと思います。みどり団地以外に、この適用はなっていないのかどうかをお聞きいたします。

それから、町営住宅も大分古くなってきてまして、古くなって、ある年数たったら家賃を下げるとかという検討あたりはしているのでしょうか。

その2点、お願いします。

○佐藤委員長 1点目、みどり共創課、渡邊課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

すみません、1頭当たりは350円の放牧料なんですけれども、正確な令和5年度の数字、今手元にないので、少しお時間いただければと思います。可能であれば、この委員会中に回答したいと思います。

○佐藤委員長 2点目は、建設水道課、眞壁課長。

○眞壁建設水道課長 町営住宅の子ども1人につき5,000円とか、2人以上で1万円とかという家賃を控除する件でございますが、今のところ条例がありますのが、定住促進住宅、若者定住促進住宅のみでございます。

あと、家賃を下げるという、経過年数によって家賃を下げていく検討はしているのかということでございますが、今のところそういった検討、すみません、町営住宅の経過年数による家賃を下げる件につきましては、検討しているところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 6番、佐藤光康委員。

○6番（佐藤光康委員） 町内の方も含めて町営住宅に住みたいという方おられて、みどり団地はいっぱい、ほかのところでという方もおられるようです。やはり子ども、同じ条件なわけですから、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑のある方。

1点目の仁田山牧場に関して、みどり共創課、渡邊課長。

○渡邊みどり共創課長兼農委事務局長 お答えします。

昨年度の実績は、76万7,550円でした。

○佐藤委員長 ほかに質疑ある方いませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費の質疑を終結します。

すみません、今、執行部のほうから、懸案事項2つほどあるということで、今回答えるということです、許します。

荒木課長。

○荒木健康福祉課長 佐藤光康委員の免許返納の際のデマンドタクシーの回数券の検討についての状況ですが、令和5年度では検討はなされておらず、デマンドタクシーの回数券の実施はございませんでした。

以上です。

○佐藤委員長 つなぐ課、佐藤課長。

○佐藤つなぐ課長 佐藤大委員のほうからありました協力隊の内訳でございますけれども、C A S Eの方7名、総合開発の方1名ということになりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○佐藤委員長 それでは、10時35分まで休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○佐藤委員長 休憩を閉じ、会議を再開します。

第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、飯野委員。

○2番（飯野幹夫委員） 1点、質問させていただきます。

10款4項5目です。

資料の18ページ、間沢スキー場の管理運営に要する経費というところです。

昨年、令和5年度は、極端な少雪により予定した冬期間のスキー場は全くオープンできないというふうな状況になりましたが、事業費の中で、索道事業運営補助金666万円、これは全額支出というふうになっていますけれども、決算委員会での説明をお伺いさせていただきましたけれども、例えば、運行前の保守管理とか、安全運転管理などの面から補助金の支出というふうなことでしたけれども、実際には、例えば、除雪費なんかの支出の場合ですと、出なかった場合は、やっぱり事業の不採算というふうな形と、あとは、管理者の雇用とか、そういったものに対する補填というふうな形で支出していると思うんですけれども、その辺の考え方の違いというものが、やっぱりもう予算の中で660万ぽんと組んであるから支払ったというふうな形じゃなくて、例えば、除雪費用のような形の考え方で支給するという方法はなかったのかなというふうな形で1点お伺いします。

○佐藤委員長 予算説明資料の21ページです。

まなぶ課課長の安達課長、お願いします。

○安達まなぶ課長 飯野委員のご質問にお答えさせていただきます。

飯野委員がおっしゃったとおりに営業はしていませんでしたけれども、リフトの取付けですとか、安全確認とか、あと、降雪になった場合にすぐ対応できるようなことで人の手配を、雇用をしておりましたので、このような形で支出したところでございます。

○佐藤委員長 2番、飯野幹夫委員。

○2番（飯野幹夫委員） ありがとうございます。

確かに委託される側にはリフト収入も全くゼロというふうな形になるわけでありますので、そういった形であそこの管理運営の中で、例えば、土日とかは食堂だけの運営をやって、かなり頑張って補填したりとか、様々努力をしていました。

私も孫連れて2回ほどカレー食べに行ったりはしましたけれども、今後の支出という面においては、やっぱり若干検討の必要あるんじゃないかなという形で、今後の課題というような形で考えていただければというふうに思います。

ありがとうございました。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑ある方。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第9款消防費、第10款教育費、第11款災害復旧費の質疑を終結します。

次に、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費の質疑を終結します。

これで一般会計歳出の質疑は終了しました。

続きまして、一般会計の歳入について一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入の一括質疑を終結します。

ここで、一般会計の収入支出決算について、総括質疑に入ります。

さきに質問した内容と重複しないようにご協力お願いします。

それでは、総括質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、古澤俊一委員。

○9番（古澤俊一委員） 1点、お願いします。

8款4項1目土木費、決算書50ページ、住宅建築支援事業でございます。

新築及びリフォーム増改築に対する補助金、昨年度は28件と、この前伺いました。特に屋根塗装が多かったということでございます。このリフォーム事業、本当に今お願いする住宅、施主、そしてまた様々な業者等々においては、大変評価はよいと思っております。

この予算に対しては3月の予算において決まるわけでございますけれども、業者がそうい

った形を建設水道課さんに見積りを持ってお伺いします。そして、普通だったら4月等々に見積りを持って、今、1か月に1回審査するという中になっておりますけれども、4か月ぐらいはすぐ発注になるのかな、可否を判断できるのかなという業者さんのお考えでもございます。昨年は大変そんなになかったんですけども、今年度たまたまちょっと遅れている。そういった中で、町としては、今回少雪という中で、建設クラブ等々においては様々な配慮をして、6月過ぎの事業も春先に発注してくださったりして大変喜んで、しかしながら、やはり建築関係のリフォーム関係も、やはり早めに発注していただきたいという、今年は特に遅かったというわけでございます。

昨年度は私もいろいろやっておりましたけれども、やはり以前は随時見積りを引き受けて、ある程度まとまったらすぐ審査会をして、いろいろ皆さんが業者のほうに、施主といいますか、お願いする家庭に電話連絡して、始めていいですよという連絡があったわけでございますけれども、なかなか月1回になってそうなりますと、大変ちょっと業者さんも様々な仕事が混んできるところもございます。

やはりもう少し柔軟性を持った、せつかくいい制度でございますんで、そういうふうにできないかなということでお伺いしたわけでございます。よろしくお願ひします。

○佐藤委員長 昨年度の反省を踏まえ、答弁をお願いします。

建設水道課、眞壁課長。

○眞壁建設水道課長 住宅建築支援事業は、毎月締切日をもって、審査会を通して交付決定しているわけでありまして、昨年もですけれども、随時は受付しております、毎月その日になれば審査会にかけるということでやっておりました。それを、例えば月に2回とか、そういったほうがやりやすいという業者の方の声がありましたら、そういった面で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員長 9番、古澤俊一委員。

○9番（古澤俊一委員） ありがとうございます。

そういった中で、例えば、新年度早々に、4月からそういった申込みをした場合には、4月から受け付けて一応もらえます。審査を、見積書を引き受けて申請を取ってもらえるかということ、4月。5月からなのか、始動が。ちょっとそういった月数を教えていただきたいと思ひます。

○佐藤委員長 建設水道課、眞壁課長。

○眞壁建設水道課長 予算のほうは当然4月1日から執行できるわけでありますので、そういった声がありましたら、受付を早めにしてやっていきたいというようなことで検討していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員長 9番、古澤俊一委員。

○9番（古澤俊一委員） そういった声がございますので、今後とも本当によろしく願います。

○佐藤委員長 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ある方。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で一般会計歳入歳出決算についての総括質疑を終結いたします。

これで、認定第1号 令和5年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は十分に尽くされたと思いますので、審査を終結します。

それでは、討論を省略し、採決します。

認定第1号 令和5年度西川町一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の質疑・採決

○佐藤委員長 続きまして、特別会計、企業会計の審査を行います。会計ごと歳入歳出一括としての質疑とします。

初めに、認定第2号 令和5年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第2号 令和5年度西川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第3号 令和5年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第3号 令和5年度西川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第4号 令和5年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第4号 令和5年度西川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第5号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第5号 令和5年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第5号 令和5年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第6号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第6号 令和5年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第6号 令和5年度西川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第7号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第7号 令和5年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第7号 令和5年度西川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり承認することと決定しました。

◎認定第8号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第8号 令和5年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第8号 令和5年度西川町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第9号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第9号 令和5年度西川町病院事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第9号 令和5年度西川町病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成です。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎認定第10号の質疑・採決

○佐藤委員長 次に、認定第10号 令和5年度西川町水道事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐藤委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

認定第10号 令和5年度西川町水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 全員賛成であります。

よって、本会計は原案のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で、本委員会に付託されました令和5年度西川町一般会計、特別会計、企業会計決算の認定については、原案のとおり全て認定されました。

なお、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 異議なしと認めます。

これをもって決算特別委員会を閉会します。

審査にご協力いただき、誠にありがとうございました。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

委 員 長